

氏名	松本和明
学位の専攻分野の名称	博士（歴史学）
学位記番号	甲文第145号（文部科学省への報告番号甲第505号）
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2014年3月1日
学位論文題目	<b>近世朱印寺社と領主支配・地域</b>
論文審査委員	（主査）教授 志村 洋 （副査）教授 高岡 裕之 岩城 卓二（京都大学准教授）

## 論文内容の要旨

本論文は、朱印寺社（徳川将軍が朱印状をもって安堵した寺社領〈朱印地〉を持つ寺社）の性質を追究して近世国家論のなかにそれを位置づけること、さらには、朱印寺社を手がかりに領主支配と地域社会との関係を明らかにすることを目的にしている。従来、朱印寺社については、幕府の宗教統制の視点から議論・評価されることが多かったが、本論文では、大名等の個別領主が朱印寺社に「支配権」を有したことに着目し、地域社会との関係にも留意しながら、朱印寺社の再評価を試みている。論文全体の構成は、既発表論文を中心にした四部立て計九つの章と、新稿の序章・終章とからなり、本論の各章は独立した小論文の形を取っている。

まず第1章では、天正期（16世紀末）から慶安期（17世紀半ば）までの数次にわたる幕府の新規朱印寺社安堵を、幕府の全国支配の過程に即して段階的に検討することによって、慶安期安堵の画期性を、個別領主の領域内にも幕府がはじめて全国的に安堵しえた点、幕府寺社奉行と幕府勘定頭という新たな職制に依拠して系統的に安堵が行われた点等に見出している。第2章では、近世初期から中期までの播磨国一国を事例にして、歴代藩主による朱印寺社領の安堵の実態を検討している。著者は、上記の二つの章での分析結果から、将軍から寺社へ与えられる朱印状には、幕府の安堵権と個別領主の支配権行使という二つの性質が内包されているなどとした。

第2部の第3章・第4章では寺社朱印改めの手続きに着目し、各将軍代替りごとの手続きの段階差と定着の時期を追究している。著者は、5代将軍綱吉期以降、幕府からの寺社朱印状の交付方式は、江戸城での直接交付方式から最寄りの領主・代官経由で当該寺社に交付される方式に変化したこと、複数ルート存在した朱印改め触の廻達も個別領主ルートが主になったこと等を指摘し、そうした方式が定着した延享期（18世紀半ば）以降においては、宗教行事・宗教施設・人別の把握・寺社人の処罰等の、朱印寺社に関する諸「支配権」が、幕府から、朱印状の手交に携わった奉行所や個別領主に委任されるようになったとした。続く第5章では、畿内近国における元禄5（1692）年寺社改めの再検討を行い、元禄の寺社改め帳作成が従来言われているような幕府の統一的政策によるものではないことを主張している。そして、元禄期に京都・大坂両町奉行所それぞれで行われた寺社改めの違いが遠因となって、後に、安永4（1775）年の大坂町奉行所による播磨一国寺社改めにつながったとしている。

以上の第1章から第5章までが主に幕藩関係から見た朱印寺社の分析とするならば、第6章以降の分析は、主に地域の側から見た朱印寺社と個別領主の関係論とすることができる。

第3部第6章・第7章では、寺檀関係や氏神氏子関係を契機にして地域社会に広がった宗教的社会関係と、それとは別論理で形成された領主領民関係との相互関係性について、播磨国小野藩領内に存在した二つの寺社（浄土寺と住吉明神）を事例にして分析している。具体的には、大檀那としての藩主家が、数十年に一度の臨時大法会や神事を主宰することなどで、朱印寺社や領民の動向を規制し得た側面と、寺檀関係・氏神氏子関係が領分を超えて展開したがために、逆に、藩の意向も規制されたことなどを明らかにしている。そしてそれらの分析結果をもとに、著者は、中世の在地領主と、統一政権として「公儀」性を獲得した幕府によって再編成された近世の個別領主との間に横たわる連続面と断絶面を（仮説的に）捉えようとしている。

第4部第8章・第9章では、出羽国の大規模朱印寺院である山形宝幢寺を事例に、近世朱印寺社の領主としての側面に検討が加えられている。第8章では、宝幢寺の朱印地支配を実質的に総攬する立場にあった寺役人の職分と身分的性格が明らかにされ、続く第9章では、朱印地が村々に散在し、かつ質地関係が広範に展開するという当該地域の状況のもと、寺が寺領を如何に支配しようとしたのかという点に焦点をあてて、寺院領主支配の特質と限界が明らかにされている。具体的には、武力を持たない宝幢寺は強権的支配が実現できなかったことは勿論のこと、大半の朱印地支配は村ごとに置かれた支配人に一任せざるをえず、本来禁止されていたはずの質地出入作関係の進展に伴って、寺領耕作者の正確な把握さえ困難になっていたこと、そのため、近世後期には寺は地域的課題へ対処する余力も持っていなかったこと等が指摘されている。

以上各章をふまえて終章では、各章の内容要約が行われ、あわせて、①朱印寺社は、宗教者・宗教施設に対する事実上の権限として個別領主による支配も受けており、その権原は幕藩制国家論における国家編成の議論のなかに求められること、また、②当該寺社が近世以前より信仰の側面で地域結合の核として存在していたことから、個別領主による朱印寺社支配は、それを利用する側面とともに、統治の正統性を得るために領主自らが地域や信仰の論理にすりあわせていく側面が存在したこと、しかし、③いったん対立が生じると、個別領主は領主—領民関係の論理に基づいて寺社側の動向を掣肘したことなどが指摘されている。そして最終的に、個別領主の寺社支配権とは、幕府からの委任という制度的・法理的な解釈にとどまらない、複雑な関係を総体として実効支配することであると結論づけている。

## 論文審査結果の要旨

本論文は、従来おもに徳川幕府の宗教統制という面から論じられてきた朱印寺社について、①朱印状の発給のされかたとその段階的特徴、②幕府からの委任によって、個別領主が当該朱印寺社に対して有するに至った事実上の「支配権」等を明らかにすることで、徳川幕府の寺社行政を、幕府と個別大名の関係論という新しい文脈から捉えている。このことにより、従来統制される客体としてばかり捉えられてきた朱印寺社の問題が、近世初期から中期にかけての幕藩関係の変化——幕府の全国支配権の浸透過程とその段階的特質——を理解するうえで、見逃すことのできない重要な論点であることが明らかになった。

また、家光政権下の慶安元年・2年（1648-49年）に全国的に行われた朱印寺社の新規大量認定が、従来言われているような、寛永9（1632）年の諸宗本末改めの延長線上に位置づけられるものではなく、直接的には、正保元（1644）年からの国絵図・郷帳作成事業と幕府勘定所体制の確立とによるものであるとした点は、高外地の朱印状・郷帳記載の問題から慶安期の新規御朱印寺社の特質を明らかにした保垣孝幸氏の研究等と並んで、当該期の朱印改めの画期性を具体的に論じたものとして高く評価される。

さらに、京都・大坂両町奉行所支配下の畿内近国地域を主対象にして、元禄期以降に採用された、個別領主と朱印寺社との間での朱印状手交手続きを具体的に明らかにした第2部の各章は、従来全く類例のない研究分野であり、今後、他地域の朱印改めを検討する研究者にとってひとつの基準を示すものとなっている。とりわけ、一連の朱印状改め過程で取次役や手交役を担った個別領主（近隣大名）が、当該の朱印寺社に対

して、「指揮」「差図」と表現される事実上の「支配権」を行使するようになるとの指摘は、著者のいう「支配権」概念の厳密な当否は措くとしても、一円的領域支配が見られる藩地域においては普遍的な問題と考えられる。今後、外様大名領における黒印寺社等、他地域の検討も行うことで、全国的かつ類型別化された個別領主—寺社関係論が切り開かれることであろう。また従来は、「享保の国分け」以降、幕府の地方役所である大坂町奉行所が摂・河・泉・播4ヶ国の広域寺社行政を担っていたという指摘があったものの、そのなかでの播磨国の特殊性が十分に明らかにされてこなかった。この点で、播磨一国がなぜ安永期に寺社改めが実施されたのかということを検討した第5章と第7章は、播磨国での町奉行所支配の特質を、奉行所・藩・寺社の三者関係から具体的に明らかにした研究と言える。

ところで、本学位申請論文でもっとも独創的な章は、出羽国に1300石余の広大な朱印地をもった宝幢寺領を分析対象にした第9章である。従来は、中小の朱印寺社とは異なり、数千石以上の広大な朱印地を持つ大寺社は、一円的領域支配を行い得ていたものと考えられてきた。それに対して、著者が明らかにした事実は、大朱印寺院の宝幢寺領においても所領の散在状況と朱印地の質入れ禁止原則とに規定されて一円的知行が行われず、寺は、各村に置かれた支配人を媒介として、地主的立場から「領民」と接していたという事実である。このことは、近世の武家領主と寺社領主の差異を考えるうえで重要な論点を提示するものである。

以上のように、本論文は従来研究の乏しかった朱印寺社研究として優れた成果をあげている。しかし多くの課題もまた残されている。

たとえば、著者は近世の朱印寺社を安易に中世の寺社領主と比較しているが、近世の朱印寺社はいわゆる大名・旗本等の武家領主とは大きく異なる存在である。また、著者は朱印改めでの個別領主の権限を大きく評価しているが、朱印地安堵の大前提である近世初期の検地において公儀（幕府）が果たした役割や権限を過小評価している。さらには、一円藩領に接しない寺社領では個別領主と寺社の関係も大きく異なることであろう。

しかしこのような問題点は、決して本論文の意義を大きく減じるものではない。本論文で明らかになった欠点は、今後、異なる地域類型——たとえば、複数領主の領域に跨がって朱印地が存在する事例——や、異なる寺領規模、異なる格式の寺社領を検討することによって、早晚克服されることであろう。

審査委員3名は本年2月17日に口頭試問を行い、その結果と上記論文審査結果から、松本和明氏が課程博士（歴史学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと判断したことをここに報告する。